

定 款

エキサイトホールディングス株式会社

2018年7月10日 作成
2018年7月18日 公証人認証
2018年7月18日 会社設立
2018年10月25日 一部改訂
2020年10月23日 一部改訂
2020年12月25日 一部改訂
2021年6月21日 一部改訂
2022年12月9日 一部改訂

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、エキサイトホールディングス株式会社と称し、英文では、Excite Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理すること並びに次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネット及びその他通信回線を利用した情報提供サービス及び情報通信サービスの提供、仲介及び斡旋
- (2) 情報通信機器及びシステムソフトウェアの開発、設計、製造、運用、販売、輸出入業務及び管理並びにその受託及び斡旋
- (3) 食料品、衣料品、家庭用品、日用品雑貨、服飾雑貨、電気機械器具、写真機械器具材料、石油製品、娯楽用品、運動具、玩具、化粧品、種子類、植物、ペット等の販売並びにこれらに関連する物品の製造、加工、輸出入、卸売及び販売業
- (4) インターネット等を通しての通信販売業務
- (5) 広告、宣伝に関する企画及び制作並びに広告受注に関する斡旋・仲介業
- (6) 広告代理業務
- (7) インターネット接続事業
- (8) 電気通信事業法に基づく通信回線利用加入者の募集及びその利用権の販売促進に関する代理店業務
- (9) 携帯電話その他の移動体通信機器の販売及びレンタル並びにそれらの取次ぎ
- (10) 古物の売買
- (11) 著作権、著作隣接権、実用新案権、特許権、商標権、意匠権等の知的財産権の取得、管理、売買、賃貸借及び利用の斡旋・仲介業
- (12) 労働者派遣事業
- (13) 企業買収に関する助言業務
- (14) 前各号にかかる募集業務、契約締結代理業務、利用販売促進業務及び販売仲介業務
- (15) 前各号にかかる企画コンサルティング業務
- (16) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、15,500,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社では取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使す

ることができる。但し、この場合においては、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当会社に置く監査等委員でない取締役は、10名以内、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役の選任決議は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- 5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了すべき時までとする。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 4 補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役の責任免除)

第 21 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任について、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 28 条 監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 31 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 32 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 33 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当)

第36条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- 2 剰余金の中間配当は、毎年9月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
- 4 剰余金の配当が、その支払の提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第8章 附 則

(法令の準拠)

第37条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第38条 当社は、2020年12月25日付けの当会社の臨時株主総会決議に基づく定款一部変更の件の効力が生ずる前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

(電子提供措置に関する経過措置)

第39条 変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、当社が当会社の株式につき株式会社東京証券取引所により上場の承認を受けた日から効力を生ずるものとする。なお、本経過措置規定は同日をもってこれを削除する。